

労働者派遣法 第23条 第5項に基づく情報提供  
令和4年度実績（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

① 派遣労働者の数	3名
② 派遣先事業所の数	2事業所
③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額	50,984円（1日、8時間あたり）
④ 派遣労働者の賃金の額の平均額	31,945円（1日、8時間あたり）
⑤ マージン率	37.3%
⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定を締結しているか否かの別	締結している ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 派遣先で機械開発技術者、電気・電子開 発技術者及びソフトウェア開発技術者の 業務に従事する派遣労働者 ・当該労使協定の協定期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に 関する事項  ・キャリアコンサルティングの相談窓口	新入社員教育、実務OJT、情報セキュリティ、 コンプライアンス  総務部総務グループ 担当課長 075-823-2821
⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し 参考となる事項（福利厚生など）	・退職金制度あり ・勤続表彰制度あり ・カフェテリアプラン制度あり

以 上